

植物防疫法施行規則の 改正等について

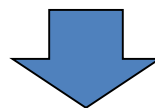
令和元年12月
農林水産省 植物防疫所

植物検疫の見直しに伴う規則等改正の項目

1. 検疫有害動植物の指定の見直し
2. 輸出国での栽培地検査の対象とする地域、植物及び表記の見直し
3. 輸入禁止の対象とする地域及び植物の見直し
4. 輸出国での特別な検疫措置（検疫処理、遺伝子診断等の精密検査等）の対象の見直し
5. 施行日

植物検疫措置の見直しが生じた主な理由

1. これまで知られていなかった国又は地域で発生の報告があった、
2. これまで知られていなかった植物が寄主（宿主）となる報告があった、
3. 他国において、新たに侵入し被害が発生し緊急的な措置を実施した報告や、侵入を警戒するために措置を強化した報告があった等



輸入検疫措置の妥当性及び新たな輸入検疫措置の実施を検討するために病害虫リスクアナリシスを実施

病害虫リスクアナリシスの実施結果

(1) 措置を見直した種

- ① 検疫有害動植物の見直し 34種
- ② 輸出国での特別な措置(検疫処理、無発生地域の設定、遺伝子検定等の精密検査等)の実施の対象の見直し 2種

(2) 発生地域・植物を見直した種

- ① 発生地域の見直し 23種
- ② 植物の見直し 18種

植物検疫の見直しに伴う規則等改正の項目

1. 検疫有害動植物の指定の見直し
2. 輸出国での栽培地検査の対象とする地域、植物及び表記の見直し
3. 輸入禁止の対象とする地域及び植物の見直し
4. 輸出国での特別な検疫措置（検疫処理、遺伝子診断等の精密検査等）の対象の見直し
5. 施行日

1. 検疫有害動植物の指定の見直し(規則別表1関係)

現行

1,000種を指定 (有害動物:747種、有害植物:253種)

今回

- ① 15種を追加 (有害動物:6種、有害植物:9種)
- ② 6種の有害植物の追加(学名の整理による)
- ③ 4種の有害植物の削除(学名の整理による)
- ④ 8種の既定種の表記を変更
- ⑤ 1種の有害植物の和名を追加

総計 1,017種 (有害動物:753種、有害植物:264種)

①検疫有害動植物の追加 15種

有害動物【カメムシ目】 2科4種

ヨコバイ科

Acrogonia citrina

Acrogonia terminalis

トガリキジラミ科

Homalodisca vitripennis

Bactericera tremblayi

有害動物【チョウ目】 1科1種

ハマキガ科

Gymnandrosoma aurantianum

有害動物【コウチュウ目】 1科1種

カミキリムシ科

Anoplophora glabripennis

(ツヤハダゴマダラカミキリ)

有害植物【真菌及び粘菌】 6種

Neonectria neomacrospora

Peronospora chlorae

Ramularia collo-cygni

Sirococcus tsugae

Thecaphora frezii

Thecaphora solani (シノニム : *Angiosorus solani*)

有害植物【ウイルス(ウイロイドを含む)】 3種

Blackberry chlorotic ringspot virus

Blueberry fruit drop-associated virus

Grapevine Pinot gris virus

②既定種の追加(学名の整理による) 6種

Banana streak IM virus

Banana streak UA virus

Banana streak UI virus

Banana streak UL virus

Banana streak UM virus

Banana streak VN virus

③既定種の削除(学名の整理による)4種

Banana streak virus

Grapevine leafroll-associated virus 5

Grapevine leafroll-associated virus 6

Mexican papita viroid

④既定種についての表記の変更 8種

現行

Pantoea stewartii

Allium virus X

Arracacha virus B

Banana streak Mysore virus

Grapevine leafroll-associated virus 4

Grapevine leafroll-associated virus 7

Strawberry chlorotic fleck-associated virus

Strawberry necrotic shock virus

変更後

Pantoea stewartii subsp. *stewartii*

Allium virus X

Arracacha virus B

Banana streak MY virus

Grapevine leafroll-associated virus 4

Grapevine leafroll-associated virus 7

Strawberry chlorotic fleck-associated virus

Strawberry necrotic shock virus

⑤既定種についての和名の追加 1種

対象：*Tomato chlorotic dwarf viroid*

和名：トマト退緑萎縮ウイルス

植物検疫の見直しに伴う規則等改正の項目

1. 検疫有害動植物の指定の見直し
2. 輸出国での栽培地検査の対象とする地域、植物及び表記の見直し
3. 輸入禁止の対象とする地域及び植物の見直し
4. 輸出国での特別な検疫措置（検疫処理、遺伝子診断等の精密検査等）の対象の見直し
5. 施行日

2. 輸出国での栽培地検査の対象とする地域、植物 及び表記の見直し (規則別表1の2) 計9種

対象地域、植物の見直し

- ミカンクトロゲコナジラミ
- トマトキバガ
- テンサイシストセンチュウ
- バナナネモグリセンチュウ
- *Meloidogyne enterolobii*
- エンドウ萎ちよう病菌
- *Phytophthora kernoviae*
- *Phytophthora ramorum*

表記の見直し

- *Pantoea stewartii* → *Pantoea stewartii* subsp. *stewartii*

対象地域、植物の見直し

Aleurocanthus woglumi (ミカンクロトゲコナジラミ)

【追加地域】 アルゼンチン

Tuta absoluta (トマトキバガ)

【追加地域】 ネパール、バングラデシュ、ミャンマー、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エリトリア、ガーナ、ザンビア、タンザニア、ナイジェリア、ボツワナ、マヨット島、南アフリカ共和国、モザンビーク及びレソト

【追加植物】 しまほおずきの生果実

Heterodera schachtii (テンサイシストセンチュウ)

【追加地域】 シリア、ポルトガル及びエジプト

【追加植物】 トマト及びほうれんそうの生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの

対象地域、植物の見直し

Radopholus similis (バナナネモグリセンチュウ)

【追加地域】 中華人民共和国

【追加植物】 アヌビアス属植物の生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの

Meloidogyne enterolobii

【追加地域】 インド、台湾、ケニア、ナイジェリア及びニジェール

【追加植物】 しょうが、シロギニアヤム、ステノケレウス・クエレタロエンシス、たまさんご、なんごくいぬほおずき、バオバブ、ビルソニマ・キドニーフォリア及びヒロセレウス属植物の生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの

Fusarium oxysporum f. sp. *pisi* (エンドウ萎ちよう病菌)

【追加地域】 アルジェリア

対象地域、植物の見直し

Phytophthora kernoviae

【追加地域】 チリ

Phytophthora ramorum

【追加地域】 ポルトガル及びブルクセンブルク

表記の見直し

Pantoea stewartii (トウモロコシ萎ちよう細菌病菌)

【現行】 *Pantoea stewartii*

【変更後】 *Pantoea stewartii* subsp. *stewartii*

技術説明の項目

1. 検疫有害動植物の指定の見直し
2. 輸出国での栽培地検査の対象とする地域、植物及び表記の見直し
3. 輸入禁止の対象とする地域及び植物の見直し
4. 輸出国での特別な検疫措置（検疫処理、遺伝子診断等の精密検査等）の対象の見直し
5. 施行日

3. 輸入禁止の対象とする地域及び植物の見直し

(規則別表2) 計8種

- ・チチュウカイミバエ
- ・ミカンコミバエ種群
- ・クインスランドミバエ
- ・ウリミバエ
- ・ジャガイモがんしゅ病菌
- ・ジャガイモシストセンチュウ
- ・ジャガイモシロシストセンチュウ
- ・火傷病菌

対象地域、植物の見直し

Ceratitis capitata (チチュウカイミバエ)

【追加植物】 ユーゲニア属植物の生果実

Bactrocera dorsalis species complex (ミカンコミバエ種群)

【追加地域】 アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、スーダン、スワジランド、赤道ギニア、セネガル、タンザニア、チャド、中央アフリカ共和国、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マヨット島、マリ、南アフリカ共和国、モザンビーク、モーリタニア、リベリア及びルワンダ

Bactrocera dorsalis species complex (ミカンコミバエ種群)

【追加植物】 アキー、いちじくぐわ、イルビンギア・ガボネンシス、うどんげのき、きゆうり、きんきじゆ、コルディラ・ピンナータ、コロシントウリ※、すいか、スクレロカリア・ビレア、せいようかぼちや※、てんじくいぬかんこ、にがうり、ねぐろもも、バッカウレア・ラケモサ、バッカウレア・ラミフロラ、フィクス・エリゴドン、フィクス・グロッサラリオイデス、フィクス・コンカティアン、ペポかぼちや※、ゆうがお※、らんばい、カリッサ属植物、ぐみ属植物、さくら属植物及びユーゲニア属植物の生果実

※アフリカ以外の地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入される生果実を除く。

【削除植物】 あんず、すもも及びももの生果実(さくら属植物として規制するため)

Bactrocera tryoni (クインスランドミバエ)

【追加植物】 ミロバラんすもも及びユーゲニア属植物の生果実

***Bactrocera cucurbitae* (ウリミバエ)**

【追加植物】 ふじまめの生果実

***Synchytrium endobioticum* (ジャガイモがんしゅ病菌)**

【削除地域】 ラトビア

***Globodera rostochiensis* (ジャガイモシストセンチュウ)**

【追加地域】 エジプト

***Globodera pallida* (ジャガイモシロシストセンチュウ)**

【追加地域】 フィンランド、アルジェリア及びケニア

***Erwinia amylovora* (火傷病菌)**

【削除地域】 エストニア

植物検疫の見直しに伴う規則等改正の項目

1. 検疫有害動植物の指定の見直し
2. 輸出国での栽培地検査の対象とする地域、植物及び表記の見直し
3. 輸入禁止の対象とする地域及び植物の見直し
4. 輸出国での特別な検疫措置(検疫処理、遺伝子診断等の精密検査等)の対象の見直し
5. 施行日

4-1 輸出国での特別な検疫措置の対象となる 地域及び植物の見直し

(規則別表2の2) 計12種

- ミナミアメリカミバエ
- *Bactericera cockerelli*
- *Trioza apicalis*
- *Phytophthora kernoviae*
- *Phytophthora ramorum*
- スイカ果実汚斑細菌病菌
- *Candidatus Liberibacter solanacearum* (Lso)
- *Pseudomonas syringae* pv. *actinidiae* biovar3 (Psa3)
- *Xylella fastidiosa*
- ジャガイモやせいもウイルス
- *Pepino mosaic virus*
- *Tomato planta macho viroid*

Anastrepha fraterculus (ミナミアメリカミバエ)

【追加植物】 こだちとまと、きいちご属植物※及びすのき(こけもも)属植物※の生果実

※メキシコから発送され、施行規則別表2の2の1に定める地域を経由しないで輸入される生果実を除く。

【削除植物】 ライム、レモン

Bactericera cockerelli

【追加地域】 ノーフォーク島(オーストラリア)

【追加植物】 こだちとまとの生茎葉及び生果実

Trioza apicalis

【追加地域】 エストニア

Phytophthora kernoviae

【追加地域】 チリ

Phytophthora ramorum

【追加地域】 ポルトガル及びブルクセンブルク

Acidovorax avenae subsp. *citrulli* (スイカ果実汚斑細菌病菌)

【追加地域】 大韓民国

【追加植物】 きゅうり、すいか、せいようかぼちや、とうがん、にほんかぼちや、ペポかぼちや、メロン及びびゅうがおの生植物(果実を除く。)であって栽培の用に供するもの(種子は既対象)

Candidatus Liberibacter solanacearum (Lso)

【追加地域】 イスラエル、イタリア、エストニア及びギリシャ

【追加植物】 あめりかぼうふう、おらんだぜり及びチャービルの生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供するもの

Pseudomonas syringae pv. *actinidiae* biovar3 (Psa3)

【追加地域】 オーストラリア

【追加植物】 しまさるなしの生植物(種子及び果実を除き、花粉を含む。)であって栽培の用に供するもの

Xylella fastidiosa

【追加地域】 スペイン

【削除地域】 トルコ

【追加植物】 アカシア・サリグナ、アガティス・アウストラリス、あめりかえのき、あめりかさいかち、アレクトリオン・エクスケルスス、あれちのぎく、アンペロプシス・コルダタ、アンティリス・ヘルマニアエ、イウア・アンヌア、ウィテクス・ルケンス、ウェストリングア・グラブラ、うらじろあかめがしわ、エウリオプス・クリサンテモイデス、えぞのへびいちご、エレモフィラ・マクラタ、おおあれちのぎく、おきなわすずめうり、かなむぐら、カリコトメ・ビルロサ、キスツス・クレティクス、キスツス・サルウィーフォリウス、キスツス・モンスペリエンシス、キティスス・ビルロスス、くろばとべら、くろみぐわ、ゲニスタ・コルシカ、コプロスマ・ロブスタ、コリノカルプス・ラエウィガツス、コロキア・コトネアステル、コロキア・マクロカルパ、しろぎ、しんのうやし、せいようずおう、せねがるやし、たわだぎく、チタルパ・タシュケンテンシス、ティランジア・ウスネオイデス、ニューサイラン、のぶどう、バーベナ・リトラリス、ハロラギス・エレクタ、ピットスポルム・ウンベラツム、ピットスポルム・エウゲニオイデス、ピットスポルム・クラッシフォリウム、ファグナロン・サクサチレ、フィリレア・ラティフォーリア、フォルミウム・クッキアヌム、ふさあかしあ、ヘリクリスム・イタリクム、まんねんろう、ミオポルム・ラエツム、むくろじ、メリコペテルナタ、メリタ・シンクライリー、ようしゆきだちるりそう、ロサ・カニナ、ロサ・カリフォルニカ、ロサ・フロリブンダ、エリシムム属植物、ストレプトカルパス属植物、せんねんぼく属植物、とねりこ属植物、ヘーベ属植物、ペラルゴニューム属植物及びラウアンドウラ属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供するもの

【削除植物】 びろうどとねりこ(とねりこ属植物として規制するため)

Potato spindle tuber viroid (ジャガイモやせいもウイルス)

【追加地域】 バングラデシュ、スペイン、モンテネグロ及びメキシコ

【削除地域】 チリ

【追加植物】 はりなすびの種子であって栽培の用に供するもの並びにアトリプレクス・セミルナリス、いぬほおずき、おおせんなり、コニザ・ボナリエンス、せんなりほおずき、ダツラ・レイクハルティー、はりなすび及びラゴディア・エレマエアの生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供し得るもの

Pepino mosaic virus

【追加地域】 トルコ及びモロッコ

【削除地域】 フィンランド

【追加植物】 めぼうきの生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供し得るもの

Tomato planta macho viroid

【追加地域】 カナダ

【追加植物】 ソラヌム・カルディオフィルムの生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供し得るもの

4-2 輸出国での特別な検疫措置の対象となる 検疫有害動植物の見直し

現行 31種を指定(有害動物:15種、有害植物:16種)

今回

①有害植物 1種を追加

Peronospora chlorae

②有害植物1種を削除(学名の整理)

Mexican papita viroid

*Tomato planta macho viroid*と統合

総計 31種 (有害動物:15種、有害植物:16種)

1. 有害動植物 : *Peronospora chlorae*

2. 対象植物 : エリトラエア・ケンタウレウム、エリトラエア・ロクスバリー、ケンタウリウム・プルケルム、とるこぎきょう、ブラクストニア・インペルフォリアタ、ブラクストニア・セロティナ及びブラクストニア・ペルフォリアタの生植物(果実を除き、種子を含む。)であって栽培の用に供するもの

3. 相手国に対する要求事項

栽培用種子

本菌が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産され、その結果本菌に侵されていない旨を検査証明書に特記する。

栽培用生植物(種子を除く)

輸出国の政府機関が指定する本菌が発生していない栽培施設において生産され、その結果本菌に侵されていない旨を検査証明書に特記する。

4. 追記

Fulfills item 32 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act(MAF Ordinance No73/1950)

*Peronospora chlorae*とは



とるこぎきょうの被害症状

- 罹病葉は変色。病気が進展すると落葉し、残りの葉は萎れ、葉縁部が下向きに巻く。
- 幼苗及び成苗の両方に被害を与える。
- 風雨伝搬。

【宿主植物】 エリトラエア・ケンタウレウム、エリトラエア・ロクスバリー、ケンタウリウム・プルケルム、とるこぎきょう、ブラクストニア・インペルフォリアタ、ブラクストニア・セロティナ及びブラクストニア・ペルフォリアタ

*Peronospora chlorae*とは

【発生地域】 インド、台湾、中華人民共和国、イスラエル、トルコ、アゼルバイジャン、イタリア、ウクライナ、英国、オランダ、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン及びオーストラリア



技術説明の項目

1. 検疫有害動植物の指定の見直し
2. 輸出国での栽培地検査の対象とする地域、植物及び表記の見直し
3. 輸入禁止の対象とする地域及び植物の見直し
4. 輸出国での特別な検疫措置（検疫処理、遺伝子診断等の精密検査等）の対象の見直し
5. 施行日

改正項目の施行日

項 目	施行日
<ul style="list-style-type: none"> ・輸入禁止品(規則別表2) 対象地域の削除 ・輸出国での特別な検疫措置等(規則別表2-2) 対象地域の削除 	令和元年7月29日
<ul style="list-style-type: none"> ・検疫有害動植物の追加(規則別表1関連) ・栽培地検査(規則別表1-2) 対象地域、植物の追加 ・輸入禁止品(規則別表2) 対象地域、植物の追加 ・輸出国での特別な検疫措置等(規則別表2-2) 対象植物の削除 検疫有害植物、対象地域、植物の追加 <i>Mexican papita viroid</i> の項の削除 	令和2年1月29日

経過措置(1)

見直しで追加された栽培地検査対象植物
(令和2年1月29日施行)

前	施行日	後	対応
申請→卸 下→ <u>検査</u>			栽培地検査対象外
申請→卸 下→	<u>検査</u>		栽培地対象
卸 下→申請→	<u>検査</u>		栽培地対象
申請→	卸 下	→ <u>検査</u>	栽培地対象
卸 下→	申請	→ <u>検査</u>	栽培地対象

- **栽培地対象植物は輸入検査実施日で判断**
- 施行日前に輸入検査を行った場合は栽培地検査対象植物に該当せず
- 施行日前の輸入検査結果に基づく検疫措置命令は施行日以降も有効
- 施行日以降に輸入検査される栽培地検査対象植物で植物検疫証明書に栽培地検査に関する追記がない場合は、**輸入禁止**

経過措置(2)

禁止品の見直しにより追加された輸入禁止植物
(令和2年1月29日施行)

前	施行日	後	対応
申請→ <u>卸</u> 下→検査			検査品
申請→ <u>卸</u> 下→	検査		検査品
<u>卸</u> 下→申請→	検査		検査品
申請→	<u>卸</u> 下	→検査	禁止品
<u>卸</u> 下→	申請	→検査	検査品

- **輸入禁止植物は日本に卸した日で判断**
- 施行日前に卸された場合は輸入禁止植物に該当せず
- 施行日前の輸入検査結果に基づく検疫措置命令は施行日以降も有効

経過措置(3)

新規・見直しで追加された輸出国での特別な検疫措置対象植物
(令和2年1月29日施行)

前	施行日	後	対応
申請→卸 下→ <u>検査</u>			特別な検疫措置対象外
申請→卸 下→	<u>検査</u>		特別な検疫措置対象
卸 下→申請→	<u>検査</u>		特別な検疫措置対象
申請→	卸 下	→ <u>検査</u>	特別な検疫措置対象
卸 下→	申請	→ <u>検査</u>	特別な検疫措置対象

- 特別な検疫措置対象植物は輸入検査実施日で判断
- 施行日前に輸入検査を行った場合は特別な検疫措置を必要とする植物に該当せず
- 施行日前の輸入検査結果に基づく検疫措置命令は施行日以降も有効
- 施行日以降に輸入検査される特別な検疫措置対象植物で植物検疫証明書に輸出国での特別な検査措置に関する追記がない場合は、**輸入禁止**

関連情報

ホームページアドレス

http://www.maff.go.jp/j/syouan/keneki/kikaku/minaoshi_4ji.html

1. 関係省令の改正等

(1) 改正等の内容

改正の概要(PDF:212KB)

参考1: 検疫有害動植物の指定(PDF:119KB)

参考2: 輸出国での栽培地検査の対象の見直し(PDF:144KB)

参考3: 輸入禁止の対象の見直し(PDF:159KB)

参考4: 輸入禁止の除外基準(輸出国での措置)の対象の見直し(PDF:189KB)

参考5: 国内移動の制限及び移動禁止の対象の植物の見直し(PDF:105KB)

参考6: 規則別表2の農林水産大臣が定める基準の見直し(PDF:117KB)

改正条文

植物防疫法施行規則(省令)の新旧対照条文(PDF:217KB)

規則別表二の農林水産大臣が定める基準(告示)の新旧対照条文(PDF:143KB)

(2) 官報公示

令和元年7月29日 官報(号外第78号)(PDF:791B)